

令和 8 年 8 月 6 日

入札参加者 各位

岸町下雨水排水ポンプ場非常用発電機設置工事の最低制限
価格について

本工事の入札に係る最低制限価格の算出方法は、下記のとおりとします。

記

1. 電気設備工事

埼玉県「最低制限価格等の算出における経費等の取扱い」で定める取扱い基準の「下水道局：電気通信工事」に従い算出します。

2. 土木工事

3. 本工事の最低制限価格

(1) 1 及び 2 の直接工事費を合算した額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額

(2) 1 及び 2 の共通仮設費を合算した額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(3) 1 及び 2 の現場管理費を合算した額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(4) 1 及び 2 の一般管理費等を合算した額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

上記の(1)から(4)までを合算した金額の 1,000 円未満を切り捨てた額に 100 分の 110 を乗じて得た額とします。

ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た

額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額を最低制限価格とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額を最低制限価格とします。なお、入札執行時における最低制限価格には、消費税及び地方消費税は含みません。